

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 請願・陳情の審査

- (1) 請願第55号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対することを求めることに関する請願

資料1 後期高齢者医療における医療費負担について

資料2 後期高齢者医療制度に関する要望書（抜粋）

資料3 後期高齢者医療制度に関する意見・要望について（回答）

平成31年3月8日

健康福祉局

後期高齢者医療における医療費負担について

1 制度概要

【加入者〔被保険者〕】

- ① 75 歳以上の方
- ② 65 歳から 74 歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた方

【運営主体〔保険者〕】

後期高齢者医療広域連合：被保険者証の発行、保険料の決定、医療を受けたときの給付など
 (※市町村の役割：被保険者証の引渡し、保険料の徴収、申請の受付や相談など)

2 自己負担割合（窓口負担）・自己負担限度額

所得区分	自己負担割合 (窓口負担)	判定基準	自己負担限度額（月額）	
			外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み 所得者	3割	Ⅲ：課税所得690万円以上	252,600円＋（総医療費-842,000円）×1% 〔140,100円〕※1	
		Ⅱ：課税所得380万円以上	167,400円＋（総医療費-558,000円）×1% 〔93,000円〕※1	
		Ⅰ：課税所得145万円以上	80,100円＋（総医療費-267,000円）×1% 〔44,400円〕※1	
一般	1割	課税所得145万円未満	18,000円	57,600円 〔44,400円〕※1
区分Ⅱ		住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		住民税非課税世帯・ 年金収入80万円以下など ※2	8,000円	15,000円

※1〔〕内の金額は、過去12カ月に限度額を超えた給付を3回以上受けた場合、その月が4回目以降の給付のときに適用

※2 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員個々の所得（年金収入は控除額80万円で計算）が0円となる被保険者、世帯の全員が住民税非課税であり、かつ被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方

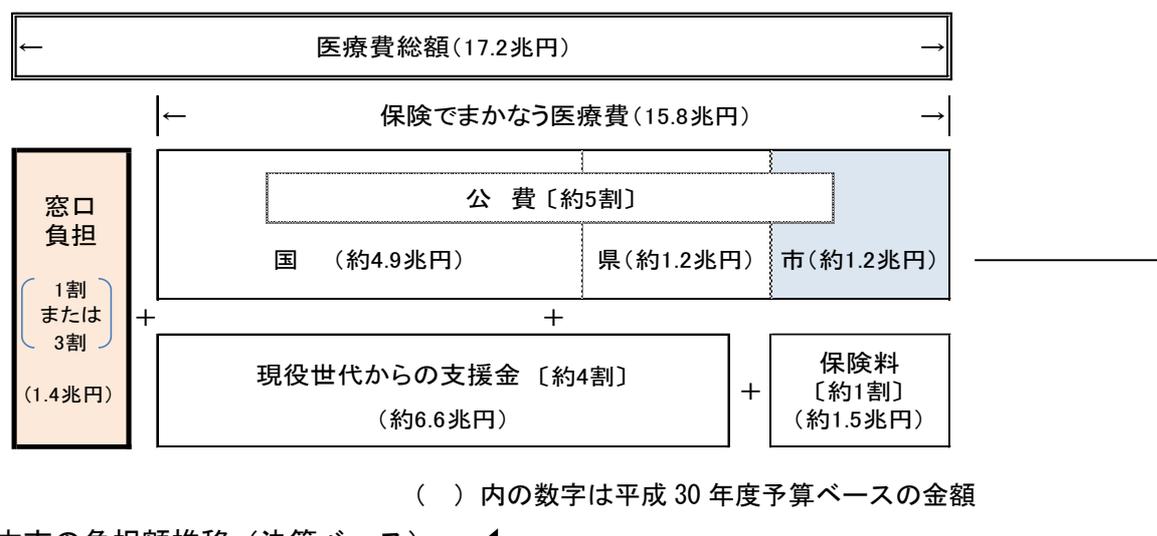
3 本市加入者（被保険者）の状況（平成30年3月時点）

所得区分	窓口負担	被保険者数	割合	
現役並み 所得者	3割	18,077人	13.4%	
一般	1割	68,811人	86.6%	51.1%
区分Ⅱ		25,096人		18.6%
区分Ⅰ		22,736人		16.9%
計		134,720人		

4 高齢者の窓口負担について

加入保険	各医療保険（国保・被用者保険）		後期高齢者医療制度
年齢	～69歳	70～74歳	75歳～
窓口負担	3割	現役並み所得者：3割	現役並み所得者：3割
		上記以外の者：2割	上記以外の者：1割

5 後期高齢者医療の財政概要



※ 本市の負担額推移（決算ベース） ←

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
後期高齢者医療定率負担金	75.2億円	77.7億円	75.8億円	82.1億円	85.4億円
被保険者数（月平均）	112,507人	116,113人	120,845人	126,574人	132,053人

（参考：国民医療費の推移）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
後期高齢者医療給付分	13.1兆円	13.4兆円	14.0兆円	14.2兆円

出展：平成25～28年度 国民医療費の概況（厚生労働省）

6 窓口負担における国の主な動向

〔経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成27年6月30日閣議決定）〕

社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する

〔経済・財政再生計画 改革工程表 2016改定版（平成28年12月21日経済財政諮問会議）〕

後期高齢者の窓口負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論（2018年度まで）

〔経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成30年6月15日閣議決定）〕

団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する

〔新経済・財政再生計画 改革工程表（平成30年12月20日経済財政諮問会議）〕

〔新経済・財政再生計画 改革工程表2018について（報告）（平成31年1月17日社会保障審議会医療保険部会）〕

団塊世代が後期高齢者入りするまでに、後期高齢者の窓口負担について検討（2021年度まで）



後期高齢者医療制度に関する要望書

平成30年6月6日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

10. 後期高齢者の窓口負担の在り方について、関係審議会等において平成30年度を目途に検討されているところであるが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること。

しかしながら、やむを得ず窓口負担の変更を実施する場合は、被保険者に対し、十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うこと。

以上

平成30年6月6日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横 尾 俊 彦



事務連絡
平成 30 年 12 月 28 日

全国後期高齢者医療広域連合協議会 御中

厚生労働省保険局
高齢者医療課

後期高齢者医療制度に関する意見・要望について（回答）

平成 30 年 6 月 12 日付け「後期高齢者医療制度に関する意見・要望について」（全後広協第 12 号）で意見・要望のありました事項について、下記のとおり、当課の考えをお示しします。

記

I. 大臣への要望

【以下、後期高齢者の窓口負担の在り方について】の要望抜粋

○要望 No.10 【後期高齢者の窓口負担の在り方について】

後期高齢者の窓口負担の在り方について、関係審議会等において平成 30 年度を目途に検討されているところであるが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持に努めること。

しかしながら、やむを得ず窓口負担の変更を実施する場合は、被保険者に対し、十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うこと。

（答）

- 1 後期高齢者の窓口負担の在り方については、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する」こととされている。
- 2 後期高齢者の窓口負担の在り方については、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から検討すべき課題であるとともに、高齢者の負担に関する重要なテーマでもある。したがって、生活状況をはじめとする高齢者を取り巻く環境、高齢者医療費の動向や特性、現在の制度の状況等を踏まえてきめ細かな検討を行う必要があると考えている。
- 3 これまでも、後期高齢者に対しては、所得の低い方の自己負担額の上限を低く設定するなど、きめ細かい配慮を行っているところである。今後、窓口負担の在り方を検討していくに当たっても、
 - ・ 医療保険制度の持続可能性の観点を踏まえつつ、
 - ・ 高齢者の方々の生活や負担へのきめ細かな配慮を行いながら、
 必要な方に必要なサービスが提供されるよう、引き続き、社会保障審議会 医療保険部会等において、丁寧に検討していきたい。